

2023年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として開始される 適格請求書等保存方式（インボイス制度） に対応が必要となります

【消費税の納税義務がある事業者が対象】

令和5年（2023年）10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

1 消費税の仕入税額控除制度について

- 消費税の申告に際しては、売上税額から仕入税額を差し引いた差額を納税します（仕入税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます）。
- 現行制度において仕入税額控除を行うには、帳簿と取引の相手方が発行した請求書等の保存が必要です。
- 他方、インボイス制度において仕入税額控除を行うには、帳簿のほか、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が必要となります。

2 インボイス制度における古物商特例・質屋特例について

- 上述の通り、インボイス制度においては、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となりますが、古物商や質屋の行う一定の取引については、適格請求書等の保存が不要（帳簿のみの保存）で仕入税額控除を行うことができる特例（古物商特例・質屋特例）が設けられています。
- 特例を適用するためには、以下の①から④までの全ての要件を満たす必要があります。

- ① 古物商又は質屋であること
- ② 適格請求書発行事業者でない者から仕入れた古物・質物であること
- ③ 仕入れた古物・質物が、当該古物商・質屋にとって棚卸資産（消耗品を除く）であること
- ④ 一定の事項が記載された帳簿を保存すること

- 上記②にあるとおり、特例を適用するためには、買取りの相手方が「適格請求書発行事業者でないこと」が要件*となります。そのため、買取りの際に相手方に記載させる書類において適格請求書発行事業者か否かのチェック欄を設けるなどの方法により、買取りの相手方が適格請求書発行事業者でないことを客観的に明らかにしておく必要がありますので、事業の実態に応じた方法をご検討ください。

※ 相手方が適格請求書発行事業者の場合、仕入税額控除を行うには、帳簿のほか適格請求書等（古物商・質屋が作成する仕入明細書等で、相手方の確認を受けたものも含まれます）の保存が必要となります。

- また、上記④にある、帳簿へ記載すべき「一定の事項」とは、以下の(1)から(5)の事項をいいます。

- (1) 取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地*
- (2) 取引年月日
- (3) 取引内容（軽減対象である場合その旨）
- (4) 支払対価の額
- (5) 古物商特例又は質屋特例の対象となる旨

※ 古物営業法や質屋営業法上作成することとされている帳簿等（古物台帳等）に、取引の相手方の氏名や住所を記載することとされている場合に限り、消費税法上の帳簿に(1)の記載が必要となります。それ以外の場合、例えば、1万円未満の古物の仕入れなど、古物台帳に取引の相手方の氏名や住所を記載することとされていない場合については、消費税法上の帳簿にも(1)の記載は不要です。

(2) 総勘定元帳（仕入）						
XX年 月日	摘要		税区分	借方(円)		
	(1)	(3)	(5)	(4)		
11 3	○山△男 (○○県△市～)	冷蔵庫	古物等の購入	10%	15,000	
11 4	○川□子 (○○県■市～)	文房具	古物等の購入	10%	12,000	

(注) 古物台帳等は、上記(1)から(4)の事項が記載されるものであるため、当該古物台帳等と(5)の事項が記載された帳簿（総勘定元帳等）を合わせて保存することで、上記保存要件を満たすことも可能です。

（その場合、古物台帳等についても申告期限から7年間の保存が必要となります。）

（参考）古物商が「古物」でないものを買取る場合…

古物商が、古物営業法上の「古物」に該当しないもの（例：金、白金の地金等）を、古物営業と同等の取引方法（古物台帳に記帳する等）により買い受ける場合には、その仕入れも古物商特例の対象となります。

- 上記取扱いにつき詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。また、一般的なお問い合わせは、消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター（軽減・インボイスコールセンター）で受け付けています。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）